

処 分 基 準

B-β-2
平成31年1月1日作成

| |
|---|
| 法 令 名 : 愛知県迷惑行為防止条例 |
| 根 拠 条 項 : 第11条第2項 |
| 処 分 の 概 要 : 第7条第3項の規定に違反する行為をした者に対する再発防止命令 |
| 原権者(委任先) : 愛知県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : |
| 処 分 基 準 : 愛知県迷惑行為防止条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定による命令の期間は、180日とする。ただし、当該命令を受ける者が、次のいずれかに該当する事由があるときは、情状により90日を下回らない範囲内において当該期間を軽減することができる。 <ul style="list-style-type: none">・ 他人に強いられて条例第7条第3項の規定に違反する行為を行ったこと。・ 改悛の情が極めて顕著であること。 |
| 問 合 せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話 052-951-1611 内線 3188) |
| 備 考 : |